

資 料

エストニアにおけるインターネット 投票導入に係る法改正の議事・投票記録

中 井 遼

資 料

エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録

中 井 遼*

1. 具体的な根拠法とその改正法案
2. 地方政府選挙法案(第9国会法案747SE)議事記録および重要投票結果
3. 国会選挙法案(第9国会法案748SE)議事記録および重要投票結果
4. 住民投票法案(第9国会法案番号771SE)議事記録および重要投票結果
5. 欧州議会選挙法案(第9国会法案番号906SE)議事記録および重要投票結果
6. 地方政府選挙法を改正する法律案(第10国会法案番号607SE)議事記録および重要投票結果
7. 国会選挙法、国民投票法、および欧州議会選挙法を改正する法律案(第10国会法案番号836SE)議事記録および重要投票結果
8. エストニア共和国第9国会および第10国会に係る国政選挙結果と内閣一覧

本稿は、世界で初めて全国的にインターネット投票を導入したエストニアにおける、その根拠法となる諸選挙法改正の記録を、集積・整理したものである。最終的な議決のみならず、議事途中の修正案提出と審議も含め

* 本学法学部准教授

エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録（中井）
て党派別の投票結果を掲載し、膨大な議事録についてはその全てにリンク可能な、議会公式サイト URL を記載した。

エストニアのインターネット投票制度自体については世界的に着目され、その制度の解説についてはすでに日本語でも多くの成果が見られるようになってきたが⁽¹⁾、その制度制定過程（より具体的には法案審議過程）についての整理研究は、国際的な媒体においても整理されたものは少なく、制度導入前後にいくつかの業績が刊行された程度であり⁽²⁾、政治学上の分析はその投票率への効果や党派の有利不利の分析にシフトしてしまっている⁽³⁾。しかし、一般論として制度導入自体が常に政治的影響の産物である以上、その審議過程に対する政治学的な分析は常に必要とされているであろう。この問題意識に基づき、別稿においてエストニアにおけるインターネット投票制度導入の政治過程についての検討を行ったが⁽⁴⁾、本稿においてはむしろこれに関する基本的な情報整理を行い、今後もインターネット

(1) 例えば、前田陽二・内田道久(2008)『IT 立国エストニア:バルトの新しい風』慧文社; 湯淺塾道 2009「エストニアの電子投票」『社会文化研究所紀要』65号、39-71; アリキヴィ、ラウル著、前田陽二訳 (2016)『未来型国家エストニアの挑戦: 電子政府が拓く世界』インプレス R&D

(2) Drechsler, Wolfgang, and Ülle Madise (2002) “E-Voting in Estonia,” *Trames: Journal of the Humanities and Social Sciences*, vol.6, no.3, 234-244; Maaten, Epp (2004) “Towards remote e-voting: Estonian case,” in Alexander Prosser and Robert Krimmer (Eds.) *Electronic Voting in Europe Technology, Law, Politics and Society* (Proceedings: Workshop of the ESF TED Programme together with GI and OCG), 83-90; Madise, Ülle and Tarvi Martens 2006 “E-voting in Estonia 2005. The First practice of country -wide binding Internet Voting in the World” in Robert Krimmer ed. *Electronic Voting 2006* (Proceedings, 2nd International Workshop Co-organized by Council of Europe, ESF TED, IFIP WG 8.5 and E-Voting.CC), 15-26.

(3) Madise & Marten 2006 “E-voting in Estonia 2005” *op.cit.*; Bochsler, Daniel (2010) “Can Internet voting increase political participation? Remote electronic voting and turnout in the Estonian 2007 parliamentary elections,” Prepared for presentation at the conference ‘Internet and Voting’, Fiesole, 3-4 June 2010.

(4) 中井遼「偶然と党略が生み出したインターネット投票: エストニアによる世界初導入へと至る政治過程」『年報政治学』mimeo.

投票導入議論の一つの参照点となり続けるであろうエストニアにおける導入議事過程についての補足資料提供を企図する。世界で初めてインターネット投票の全国レベル導入を決めたエストニアでは、どのような議会で審議を経てその決定に至ったのか、情報を整理・集積・記録することは、単なる学術研究上の資料としてのみならず、政策的要請に応える面も持つであろう。一部の議事日程などについては、日本語でも既に湯淺によって手際よくまとめられている⁽⁵⁾。本資料は、修正案にもすべて目を通し、政党別の議場における投票結果を記録し、今後の研究の進展のために議事録へのリンクを付記しているところが貢献である。

以下、第1節で総論的に6つの法改正を紹介したのち、2節から7節までは各選挙法の改正議事記録を提示する。8節では周辺情報として、これらの議事過程が発生したエストニア共和国第9国会および第10国会の選挙結果記録と内閣一覧を示す。

1. 具体的な根拠法とその改正法案

エストニアの各選挙を規定する法は一体にはなっておらず、エストニア国内で実施される国会選挙⁽⁶⁾、(統一)地方選挙⁽⁷⁾、欧州議会選挙それぞれに対応する形で、国会選挙法、地方選挙法、欧州議会選挙法が別途存在している。

(5) 湯淺塾道 2009 「エストニアの電子投票」前掲

(6) 一般に「国会」は、日本の中央政府レベルの議会の固有名詞であることから、国外の中央議会に自動的に用いることのできる訳語ではない。しかし、エストニアの中央政府レベル議会の固有名詞である Riigikogu が、まさに Riigi (国) + Kogu (集会・総体) という用語であることに加え、本資料では地方議会についても頻繁に言及する都合上、国レベルの議会であることがわかりやすい「国会」を Riigikogu の訳語として用いることとする。

(7) エストニアでの正式な(固有名詞としての)名称は“地方政府選挙”であるが、本稿においては、法律名として固有名詞を用いる場合を除いて、一般名詞としての「地方選挙」の語を用いる。

エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録（中井）

エストニアにおけるインターネット投票は、これら各法を改正することを通じて導入された。具体的には、すでに知られているように、期日前投票の方式の一つとしてインターネットによる期日前投票を認めるという条文を導入した形である。この、根本的にインターネット投票自体を可能とする法改正が、まずは2002年前後に実施された。だが、これで一連の法改正は終わりではなく、インターネット投票にまつわる不正防止策を含めた諸々の運用上の改正が、(実際の選挙が実施される前の)2005-6年ごろに改めて審議された形となっている(図1)。

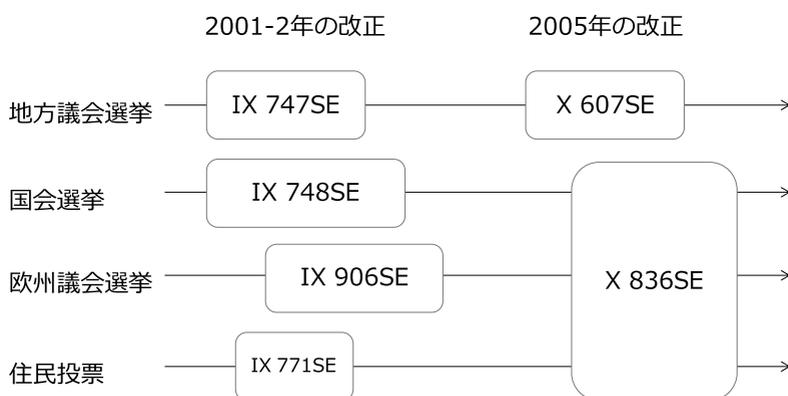


図1 諸改正の全体図(改正案の番号詳細は後述)

第1段階での改正でも、第2段階の改正でも、選挙サイクルの都合上、地方選挙法が先行して審議対象となった。国会選挙法・欧州議会選挙法の改正手続きは、地方選挙法の改正の後追い、もしくはその議論と並行しておこなわれていることから、審議過程の着目上の重要性は地方選挙法より低い。よって、最も着目されるべきは、地方選挙をめぐる二つの改正(第9国会法案番号747SE⁽⁸⁾と第10国会法案番号607SE)である。

(8) 本来は“SE”が法律案(Seaduse Eelnõu)の略称であるため、「法案」と“SE”の

後述の議事記録を見ても推測されると思われるが、根本的にインターネット投票を可能とする第1段階の一連の法改正は、非常にスムーズに進展した。特に2002年成立の地方選挙法改正法案(747SE)は、インターネット投票にまつわる部分では特段の修正もなく、第2読会段階で審議省略となり第3読会に送付されることなく法案可決している。対して、インターネット投票にまつわる法改正が政治的に闘争化されたのは、むしろ第2段階での改正である。特に、いよいよ初の全国一斉地方選挙での導入が間近に迫る2005年夏に、改正を必要とした地方選挙法改正法案(607SE)は、いったんは通過しながらも大統領拒否権行使にあい、その後に議会での無修正再可決に失敗した。廃案の瀬戸際に追い込まれながらも修正再可決を行ったが、さらなる大統領拒否権行使に会い、劇的な強行採決（とその後の法廷闘争）を経て可決された。二度の大統領拒否権行使がなされ議会がそれを超越するというプロセスを経たのは、エストニア憲政史上これが初である。

本稿において情報整理の対象となる法案は以下の6つである。また、以下の6改正以降も、選挙法は改正されており、それに伴いインターネット投票を規定する条文の移動・整理などがあるが、それらはインターネット投票の制度導入そのものを左右するものではないことから、本稿では対象としない。以下、法律制定順に、6つの改正に関する基礎的情報を示す。なお、各法律の原案と最終案の内容については、それぞれ脚注に記した議会公式URLから参照可能である。

語を両方用いるのは冗長となる。しかし、ここでSEを外してしまうと決議案(OE)との区別がつかなくなることから(SEとOEはそれぞれ通し番号がふられるため、同じ国会内で「同じ数字」をもった法律案・決議案が存在する)、理解の平易化のために法案XXX SEという呼称を本資料では採用する。

1.1 対象となる5法案

① 地方政府議会選挙法⁽⁹⁾

(Kohaliku omavalitsuse volikogu valimise seadus)

第9国会法案番号：**747 SE**

法案提出者：内閣、法案提出日：2001年4月30日

担当委員会：憲法委員会、委員会代表：Tiit Kabin

官報：**RT I 2002, 36, 220** (<https://www.riigiteataja.ee/akt/95225>)

2002年4月17日の大統領令146号により公布

法律番号：692 IX

(本法はインターネット投票とは無関係な部分で7月15日に違憲判決⁽¹⁰⁾。当該箇所の修正は7月24日提出8月7日施行の法案1135SE⁽¹¹⁾によって対応された。)

② 国会選挙法⁽¹²⁾

(Riigikogu valimise seadus)

第9国会 法案番号：**748 SE**

法案提出者：内閣、法案提出日：2001年4月30日

担当委員会：憲法委員会、委員会代表：Tiit Kabin

(9) 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/27fc6eef-14d8-38e4-84db-ae59285ffa1e/Kohaliku%20omavalitsuse%20volikogu%20valimise%20seadus>

(10) 官報 RT III 2002, 22, 251。なお、修正要求が出された部分はインターネット投票とは特に関係のない点である。

(11) Kohaliku omavalitsuse volikogu valimise seaduse muutmise seadus 1135 SE, 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/0a3c0043-4d9e-3c28-8630-c90c82e8c9c7/Kohaliku%20omavalitsuse%20volikogu%20valimise%20seaduse%20muutmise%20seadus>

(12) 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/166aa597-158d-36fc-9c5a-6c72d8003705/Riigikogu%20valimise%20seadus>

エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録（中井）

官報：RT I 2002, 57, 355 (<https://www.riigiteataja.ee/akt/178356>)

2002年7月1日の大統領令 204 号により公布

③住民投票法⁽¹³⁾

(Rahvahääletuse seadus)

第9国会 法案番号 771 SE

法案提出者：内閣、法案提出日：2001年5月14日

担当委員会：憲法委員会、委員会代表：Tiit Kabin

官報：RT I 2002, 30, 176 (<https://www.riigiteataja.ee/akt/27837>)

2002年3月21日の大統領令 123 号により公布

法律番号：612IX

④欧州議会選挙法⁽¹⁴⁾

(Euroopa Parlamendi valimise seadus)

第9国会 法案番号：906 SE

法案提出者：内閣、法案提出日：2001年11月7日

担当委員会：憲法委員会、委員会代表：Tiit Kabin

官報：RT I 2003, 4, 22 (<https://www.riigiteataja.ee/akt/237664>)

2003年1月6日の大統領令 322 号により公布

法律番号：797 IX

(13) 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/299e2e5e-e2b6-3ba3-ab93-d397d3bd134a/Rahvah%C3%A4%C3%A4letuse%20seadus>

(14) 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/b3249dd6-569b-3149-8a21-495238f545f2/Euroopa%20Parlamendi%20valimise%20seadus>

⑤ 地方政府議会選挙法を改正する法律⁽¹⁵⁾

(Kohaliku omavalitsuse volikogu valimise seaduse muutmise seadus)

第 10 国会 法案番号：607 SE

法案提出者：議会（憲法委員会）、法案提出日：2005 年 3 月 21 日

担当委員会：憲法委員会、委員会代表：※公式情報なし [ただし議事録から Urmas Reinsalu と強く推断できる]

官報：RT I 2005, 47, 387 (<https://www.riigiteataja.ee/akt/938241>)

2005 年 9 月 5 日の大統領令 888 号により公布

法律番号：427 X

⑥ 国会選挙法、住民投票法、および刑法を改正する法律⁽¹⁶⁾

(Valimisseaduste, rahvahääletuse seaduse ja karistusseadustiku muutmise seadus)

[提出時の法案名：国会選挙法、住民投票法、および欧州議会選挙法を改正する法律案：Riigikogu valimise seaduse, rahvahääletuse seaduse ja Euroopa Parlamendi valimise seaduse muutmise seaduse eelnõu]

第 10 国会 法案番号：836SE

法案提出者：議会（憲法委員会）、法案提出日：2006 年 2 月 13 日

担当委員会：憲法委員会、委員会代表：Urmas Reinsalu

官報：RT I 2006, 30, 231 (<https://www.riigiteataja.ee/akt/1043129>)

2006 年 6 月 25 日の大統領令 1042 号決定により公布

法律番号：607 X

(15) 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/d4c75995-1445-3633-8712-a277e3c0eaa8/Kohaliku%20omavalitsuse%20volikogu%20valimise%20seaduse%20muutmise%20seadus>

(16) 議会公式 URL における情報

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/eelnoud/eelnou/56028751-3b3c-3d9d-aa45-892d1e36e16b/Valimisseaduste,%20rahvah%C3%A4%C3%A4letuse%20seaduse%20ja%20karistusseadustiku%20muutmise%20seadus>

この6つがインターネット投票導入の改正にかかわる法改正である。①②③④がそれぞれの段階の選挙法においてインターネット投票自体を（期日前投票の一環として）導入した法案である。⑤⑥がその実施に関する諸規則を追加導入したもので、特にネット投票の上書きの規定を細かく定めた法案である。先述の通り、この中では特に①と⑤の改正が重要な改正であった。なお、⑥は法案制定過程で欧州議会選挙の名前が法律名から削除されているが、法改正の実態としては欧州議会選挙法の改正も変わらず含まれている[“刑法”の名称が含まれているのは誤りではなく、審議過程で不正投票への罰則に関連して刑法改正の必要性も生じたためである]。

1.2 エストニアの議事過程概説

エストニアは一院制の議院内閣制である。議会等によって間接選出される大統領がおり、法案の公布等は大統領の名のもとに行なわれる。基本的には象徴的な役割と果たす職責であるが、わずかな権限として法案に対する拒否権を有する。

議事は読会制（三読会制）によって進められる。提出された法案は第一読会で審議必要なしと廃案議決を行わなければ第二読会以降の審議に付される。議員・会派・委員会は、読会間の定められた期間までに修正案を提出でき、提出されたすべての修正案は法案担当委員会によって検討される。担当委員会は検討の後に、次の読会前に法案にそれらの修正を採用するか不採用とするか決定し（部分的に採用するというケースもある）、それに基づき委員会としての修正案を次の読会審議に提出する。

次の読会審議では、質疑あるいは演説が行われる。この際、委員会案をベースに議論が進み、採決へと移っていくが、委員会によって修正提案が認められなかった議員や会派は当該提案について議場採決を求める権利を有しており、申し立てがなされた場合は議場での表決が行われる。反対に、委員会によって修正案採用された案に反対する議員・政党が議場での採決を求めるケースもある。もし、これらの手続きによって審議中にさらなる修正や変更が加えられた場合や、議事延長が議決された場合には、同一の

エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録（中井）

読会の2回目、3回目と進む。よって、一つの読会是一日で終わるとは限らず、議長判断や議員の求めに応じた議決に基づき、複数の日程で行われることもある。

2001-2年の諸改正がなされた時の国会手続法（1994年国会手続法⁽¹⁷⁾と、2005年の諸改正がなされたときの国会手続法（2003年国会手続法⁽¹⁸⁾は、別の法律により根拠づけられており、手続き上のルールが異なる点がある。1994年法では第二読会で最終投票に移ることが可能だが（146条：むしろ第三読会への送付議決がなされない限り第二読会が最終決定の場合である）、2003年法ではこの規定は削除され一般法の場合でも必ず第三読会まで審議・送付される。1994年法では第三読会へも修正案を提出することが可能なため（148条）、第三読会でも修正案をめぐる審議と議決が行われるが、2003年法では修正案送付は第二読会に対してのみに限られ、第三読会では各議員・会派による最終弁論と法案最終版に対する議決しかできない。

採決時に議員が取れる選択肢は賛成（Poolt）・反対（Vastu）・中立（Erapooletu）の3択である。議員は手元のボタンを押すことで投票する。この際、いずれのボタンも押さず無投票（Ei hääletanud）とする手もある。中立も無投票も事実上は棄権だが、「中立」数はわざわざその旨を表明するボタンを押した議員の数であるのに対し、無投票は本当に何もしなかった数である（メディア等の報道では「中立」のみが棄権票としてカウントされ、投票しなかった数は欠席に準ずる扱いを受けている⁽¹⁹⁾ようにも思われる）。

(17) Riigikogu kodukorra seadus (RT I 1994, 90, 1517)

<https://www.riigiteataja.ee/akt/28713>

(18) Riigikogu kodukorra seadus (lühend - RKKTS) (RT I 2003, 24, 148)

<https://www.riigiteataja.ee/akt/263880>

(19) ただし出席したうえで何も投票しないと、欠席するのでは、議場の定足数確認の上では意味が異なる。前者は定足数充足にカウントされるが、後者はカウントされない。

エストニアにおけるインターネット投票導入に係る法改正の議事・投票記録（中井）

なお余談であるが、本改正含む諸改正が行われた第9国会においては、反体制派議員としてその議事妨害で知られた Tiit Toomsalu 議員がいる。あらゆる法案に対して膨大かつ実質性の無い改正案を繰り返し提出し、本資料の対象となる諸法案に対しても彼1人の提出案により行われる修正案・審議が膨大に存在している。この事情により、Toomsalu 議員による修正案の内実や結果の詳細については本資料からも割愛する。

2. 地方政府選挙法案（第9国会法案 747SE）議事記録および重要投票結果

本法案は地方選挙法の改正を企図して憲法委員会より提出された。提出は後述の国会選挙法の改正案と同時だったが、選挙サイクルの都合上、具体的な審議は地方選挙法に係るものが優先された。改正内容は、インターネット投票導入に限られておらず、むしろその主眼はエストニアの政党登録制度と関連する「政党連合」の撤廃にかかわる改正であった。そのため、第二読会以降における修正案の多くも、後者にまつわるものであり、インターネット投票（電子投票）導入にかかわる賛否／修正案はその一部である（公布・施行後の違憲判決と修正も政党連合撤廃に関わり、インターネット投票とは無関係である）。

●第一読会 2001年6月13日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200106131300#PKP-2000007991>）

§ 原案提出→審議開始異議なし

↓

●第二読会 第1回 2002年1月23日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200201231400#PKP-2000008467>）

§ 修正案1～修正案30の審議・採決²⁰⁾

²⁰⁾ 他の修正案内容は、Teine Lugemine, 23.01.2002, 747 SE II: Muudatusettepanekute

[ネット投票にまつわる修正案の採決]

・第17～21修正案（Toomsalu 提案）→全て不採用



●第二読会 第2回 2002年2月27日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200202271300#PKP-2000008599>）

§修正案1～修正案64の審議・採決⁽²¹⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

- ・第29・32・37・38・40修正案（Toomusalu 提案）→全て不採用
- ・第33修正案（インターネット投票規定削除提案）人民連合提案→委員会不採用
- ・第64修正案（ネット投票を2005年まで実施しない明文化）憲法委員会提案→委員会採用

第33修正案委員会不採用に対して人民連合は議場採決要求権を行使した
修正案33投票結果（否決）出席82欠席19

	賛成 13	反対 52	中立 1	棄権 16
人民連合	5	0	0	0
連合党	3	0	0	2
穏健	2	8	0	1
統合人民党	3	1	0	0
中央党	0	25	0	1
改革党	0	12	0	2
祖国	0	6	1	8
無所属	0	0	0	2

出典：Hääletustulemused 27.02.2002 17:34 (2002年2月27日 17時34分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/f358ae78-0f55-3fd2-a029-c975d35efef6>

Loetelu: Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事
(<https://www.riigikogu.ee/download/9370fedc-baa0-3f29-9ad0-2c500469d3e3/old>)。全修正案に対する投票結果については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=23.01.2002>)。

- (21) 他すべての修正案一覧については Teise lugemise jätkamine, 27.02.2002, 747 SE II-2: Muudatusettepanekute Loetelu: Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/dcdcf70e-4dc1-3fbd-bec4-dae985f3a1af/old>)。全修正案に対する投票結果については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=27.02.2002>)。



●第二読会⁽²²⁾ 第3回 2002年3月27日
(議事録1: <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200203271300#PKP-2000008682>)
(議事録2: <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200203271300#PKP-2000008684>)
§ 修正案1～修正案38の審議・採決⁽²³⁾
[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]
・第22・23修正案 (Toomsalu 提案) → 全て不採用
・第24修正案 (電子投票関連条文削除提案) 人民連合提案 → 委員会不採用
・第25修正案 (電子投票を事前届出制にする提案) A. Käärma & A. Sirendi 提案⁽²⁴⁾ → 委員会不採用

第24修正案委員会不採用に対して人民連合は議場採決要求権を行使した
修正案24投票結果 (否決) 出席96 欠席5

	賛成 18	反対 45	中立 1	棄権 32
人民連合	5	0	0	2
連合党	4	0	0	1
穏健	4	5	1	6
統合人民党	4	1	0	0
中央党	0	23	0	4
改革党	0	14	0	2
祖国	0	2	0	16
無所属	1	0	0	1

(22) 資料によって本会を第3読会と表記するものもあるが、これは誤りである。先述の様に、当時の1994年国会手続法では、第2読会での議決を最終採決に変えることが可能である。議事録を見てもここでは同規定が適用されており第2読会で本案可決したとみるのが正しい見方である。

(23) 他すべての修正案一覧については、Teise lugemise jätkamine, 747 SE II-3: Muudatusettepanekute Loetelu: Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/f8495124-0c81-3ae9-96ce-ea8d2db0a00d/old>)。全修正案に対する投票結果については次のURLを参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/toouleavaade/haaletused/?startDate=27.03.2002>)。

(24) なおこの二人は連合党議員なので、本提案は連合党提案と読み替えても良いかもしれない。

出典:Hääletustulemused 27.03.2002 18:26 (2002年3月27日18時26分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/4a755ea6-f3c0-393b-96c8-fe3b31fd7421>

第25修正案委員会不採用に対して Sirendi 議員らは議場採決要求権を行使した
 修正案25投票結果（**否決**）出席96欠席5

	賛成 38	反対 42	中立 0	棄権 16
人民連合	4	0	0	3
連合党	4	0	0	1
穏健	15	0	0	1
統合人民党	4	1	0	0
中央党	0	25	0	2
改革党	0	15	0	1
祖国	10	0	0	8
無所属	1	1	0	0

出典:Hääletustulemused 27.03.2002 18:27 (2002年3月27日18時27分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/4db61fa8-2119-355a-8252-76b1e254eae7>

・第32提案の審議終了後、委員会側から本読会をもって最終議決に移る事が提案された。穏健党よりは第二読会を後日続行する提案と、第二読会を終えて第三読会へ移る提案がなされたが、同党からの両提案は否決された（詳細割愛²⁵⁾。結果、本第二読会第3回審議をもって最終採決に移る事が決定した。

§ 最終案採決

20時07分 定足数確認 出席89欠席12

最終投票結果（**可決**）出席90欠席11

²⁵⁾ どちらの提案に対しても賛成34反対38棄権1であった（ibid）。党派別内訳はその後に行われた最終投票結果とほぼ同じである。

	賛成 55	反対 31	中立 0	棄権 4
人民連合	4	0	0	1
連合党	3	0	0	1
穏健	0	16	0	0
統合人民党	4	1	0	0
中央党	27	0	0	0
改革党	16	0	0	0
祖国	0	13	0	2
無所属	1	1	0	0

出典: Hääletustulemused 27.03.2002 20:09 (2002年3月27日20時09分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/5999e214-54b9-358e-86a9-ae3784d612c6>



4月3日	議長署名
4月4日	大統領送付
4月17日	大統領公布
4月18日	書記官送付
4月26日	官報掲載
5月6日	施行



5月30日	法務監察長官 (Õiguskantsler, Chancellor of Justice) による無効宣言。審理開始を要求
7月15日	最高裁違憲判決 (選挙連合廃止の違憲判決)



対応法案 113SE
7月24日提出、7月30日可決、8月1日公布、8月7日施行

3. 国会選挙法案（第9国会法案748SE）議事記録および重要投票結果

●第一読会 2001年6月13日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200106131300#PKP-2000007992>）

§ 原案提出→審議開始異議なし



●第二読会 1回目 2002年1月30日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200201301300#PKP-2000008503>）

§ 修正案1～修正案38の審議・採決⁽²⁶⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

・第20修正案（Toomsalu提案） → 全て不採用



●第二読会 2回目 2002年3月27日

（議事録前半⁽²⁷⁾：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200203271300#PKP-2000008683>）

（議事録後半：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200203271300#PKP-2000008685>）

§ 修正案1～修正案57の審議・採決⁽²⁸⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

(26) 他すべての修正案一覧については Teise Lugemine, 30.01.2002, 748 SE II: Muudatusettepanekute Loetelu: Riigikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/3f245f06-4bb0-3741-addb-7968271318da/old>)。全修正案に対する投票結果については下記 URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=30.01.2002>)。

(27) 途中、延長中の747SE決議が入ったため議事録が前後半に挟まれている。

(28) 他すべての修正案一覧については Teise Lugemise jätkamine, 748 SE II-2: Muudatusettepanekute Loetelu: Riigikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/67b237ce-e0bc-31bc-a8ab-00f2d13d1766/old>)。全修正案に対する投票結果については下記 URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=27.03.2002>)。

- ・第 23・24・27・28・30・33 Toomsalu 提案 → 全て不採用
- ・第 25 修正案（電子投票規定条文削除提案）人民連合提案 → 委員会不採用
- ・第 29 修正案（海外での電子投票規定削除提案）人民連合提案 → 委員会不採用

第 25・29 の両修正案委員会不採用について提出者たる人民連合側は採決要求権を行使しなかった。同日は本議決の前に法案 747SE の審議が行われ可決していたことから、人民連合としても戦略変更の必要性を感じたのであろう。

↓

●第三読会 1 回目 2002 年 5 月 15 日

（議事録： <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200205151300#PKP-2000008838>）

§ 修正案 1 ～ 修正案 33 の審議・採決²⁹⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

- ・第 14 修正案（“期日前に電子的に 24 時間投票できる”旨の記載削除提案）[統合人民党提案] → 委員会不採用
- ・第 16 修正案（44 条からの電子投票規定削除提案）[統合人民党提案] → 委員会不採用
- ・第 17 修正案（44 条からの電子投票規定削除提案）[人民連合提案] → 委員会不採用
- ・第 19 修正案（48 条からの電子投票規定削除提案）[統合人民党提案] → 委員会不採用
- ・第 20 修正案（53 条からの電子投票規定削除提案）[統合人民党提案] → 委員会不採用
- ・第 21 修正案（55 条からの電子投票規定削除提案）[統合人民党提案] → 委員会不採用
- ・第 22 修正案（61 条からの電子投票規定削除提案）[統合人民党提案] → 委員会不採用
- ・第 29 修正点案（2005 までは実施しない旨の条文での明記）[中央党提案] → 委員会採用

²⁹⁾ 他すべての修正案一覧については Kolmas Lugemine, 748 SE III: Muudatusettepanekute Loetelu: Riigikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/3ac62a70-a9ea-3e09-bfe9-73f3f2315a91/old>)。全修正案に対する投票結果については下記 URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=15.05.2002>)。

第 10 修正案委員会不採用に対して統合人民党は議場採決要求権を行使した
修正案 14 投票結果（否決）出席 90 欠席 11

	賛成 17	反対 60	中立 0	棄権 13
人民連合	7	0	0	0
連合党	5	0	0	1
穏健	1	3	0	7
統合人民党	4	1	0	0
中央党	0	25	0	1
改革党	0	15	0	1
祖国	0	15	0	1
無所属	0	1	0	2

出典: Häälustulemused 15.05.2002 17:26 (2002 年 5 月 15 日 17 時 26 分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/95891e73-22a2-3a11-b4a1-c2cca456f597>

第 16 修正案について提出者たる統合人民党側は議決要求権を行使しなかった。
第 17 修正案について提出者たる人民連合側は議決要求権を行使しなかった。
第 19,20,21,22 修正案について提出者たる統合人民党側は議決要求権を行使しなかった。

↓

●第三読会 第 2 回 2002 年 5 月 22 日
(議事録: <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200205221300#PKP-2000008862>)
§ 修正案 1 ～修正案 11 の審議・採決³⁰⁾
[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]
特になし

↓

●第三読会 第 3 回審議 6 月 12 日
(議事録: <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200206121300#PKP-2000008939>)

³⁰⁾ 他すべての修正案一覧については Kolmanda Lugemise jätkamine, 748 SE III-2: Muudatusettepanekute Loetelu: Riigikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/8d9a0ae0-f9d3-3613-b46c-2b48dfefe809/old>)。全修正案に対する投票結果については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=22.05.2002>)。

§ 修正案 1 ～ 修正案 12 の審議・採決⁽³¹⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

特になし

§ 最終案採決

16 時 47 分 定足数確認（出席 98 反対 3）

最終投票結果（**可決**）出席 98 欠席 3

	賛成 90	反対 1	中立 2	棄権 5
人民連合	7	0	0	0
連合党	5	0	0	0
穏健	15	0	1	0
統合人民党	4	1 *	0	0
中央党	25	0	0	3
改革党	17	0	0	0
祖国	15	0	1	1
無所属	2	0	0	1

出典: Hääletustulemused 12.06.2002 16:48 (2002 年 6 月 12 日 16 時 48 分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/901ae8ec-0f3a-39dc-b13e-c67603952655>

* 唯一の反対票を投じたのは 前述の Tiit Toomsalu である。

↓

6 月 17 日 大統領送付

6 月 19 日 署名

7 月 1 日 公布

7 月 8 日 官報掲載

7 月 18 日 施行

(31) 他すべての修正案一覧については Kolmanda Lugemise jätkamine, 12.06.2002, 748 SE III-3: Muudatusettepanekute Loetelu: Riigikogu Valimise Seaduse eelnõule を参照の事 (<https://www.riigikogu.ee/download/b241faff-838c-3cb7-8561-0629ec3827f0/old>)。全修正案に対する採決については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=12.06.2002>)。

4. 住民投票法案（第9国会法案番号771SE）議事記録および重要投票結果

●第一読会 2001年9月19日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200109191300#PKP-2000008072>）

§ 原案提出→審議開始異議なし

↓

●第二読会 1回目 2002年1月30日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200201301300#PKP-2000008504>）

§ 修正案1～40の審議・採決³²⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

・第27・27、31、32、35 Toomsalu 提案 → 全て不採用

↓

●第二読会 2回目 2002年3月13日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200203131300#PKP-2000008624>）

§ 修正案1～35の審議・採決³³⁾

・第23、25、26 修正案（Toomsalu 提案）→すべて不採用

・第32 修正案（電子投票は2005年まで実施しない旨の規定）憲法委員会提案→委員会採用

§ 最終案採決

15時31分定足数確認 出席68 欠席33

最終投票結果（**可決**）出席71 欠席30

32) 他すべての修正案一覧については

<https://www.riigikogu.ee/download/5cbb8153-902f-3bd3-96d5-9d79dc82cbf0/old>

33) 他すべての修正案一覧については

<https://www.riigikogu.ee/download/847b825b-abdb-3613-a0f7-958ac206fd2c/old>

	賛成 66	反対 1	中立 0	棄権 4
人民連合	2	0	0	1
連合党	2	0	0	0
穏健	6	0	0	0
統合人民党	1	1*	0	0
中央党	27	0	0	0
改革党	15	0	0	0
祖国	11	0	0	3
無所属・諸派	2	0	0	0

出典：Hääletustulemused 13.03.2002 15:32
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/fc54e7e8-8766-3948-b077-61633f40dbe4>
 *唯一の反対票を投じたのは 前述の Tiit Toomsalu である。

↓

3月14日 議長署名、大統領送付
 3月21日 大統領公布、書記官送付
 3月27日 官報掲載
 4月6日 施行

5. 欧州議会選挙法案（第9国会法案番号906SE）議事記録および重要投票結果

●第一読会 2002年1月23日
 （議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200201231400#PKP-2000008473>）
 § 原案提出→審議開始異議なし

↓

●第二読会 2002年12月11日
 （議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200212111300#PKP-2000009406>）
 § 修正案1～修正案28の審議・採決³⁴⁾

³⁴⁾ 他すべての修正案一覧については Teine Lugemine 11.12.2002, 906SEII,

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

- ・ 第 12・13 Toomsalu 提案 → 全て不採用
- ・ 第 26 修正案（ネット投票を 2005 年まで実施しない明文化） 憲法委員会提案→委員会採用

↓

●第三読会 2002 年 12 月 18 日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200212181300#PKP-2000009442>）

§ 修正案 1～修正案 9 の審議・採決³⁵⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

特になし

§ 最終案採決

16 時 13 分 定足数確認 出席 69 欠席 32

最終投票結果（可決）出席 75 欠席 26

	賛成 70	反対 1	中立 0	棄権 4
人民連合	0	0	0	2
連合党	3	0	0	0
穏健	13	0	0	0
中央党	25	0	0	0
改革党	14	0	0	0
祖国	12	0	0	1
無所属	3	1*	0	1

出典：Hääletustulemused 18.12.2002 16:14 (2002 年 12 月 18 日 16 時 14 分投票結果)

Muudatusettepanekute Loetelu Euroopa Parlamendi Valimise Seaduse eelnõule (<https://www.riigikogu.ee/download/608d883c-ee4e-3d78-ae70-959018c030b5/old>)。修正案の採決記録については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/toouleavaade/haaletused/?startDate=11.12.2002>)。

³⁵⁾ 他すべての修正案一覧については Kolmas Luge mine 18.12.2002, 906 SE III, Muudatusettepanekute Loetelu Euroopa Parlamendi Valimise Seaduse eelnõule (<https://www.riigikogu.ee/download/5e2ff51e-3b95-3985-a5d1-685cde288d0e/old>)。修正案の採決記録については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/toouleavaade/haaletused/?startDate=18.12.2002>)。

<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/de83338c-0d2f-36ef-b730-191021bf2e1b>

*唯一の反対票を投じたのは 前述の Tiit Toomsalu である。



12月27日 議長署名・大統領送付

2003年1月6日 大統領公布

1月13日 官報掲載

1月23日 施行

6. 地方政府選挙法を改正する法律（第10国会法案番号607SE） 議事記録および重要投票結果

最も劇的な審議過程を経たのが、法案番号607SEである。元来は技術的な改正のみのはずであったが、政党間関係の変化などに伴い、非常に激しい政党間の応酬がなされ、大統領や裁判所も巻き込んだエストニア憲政史上類を見ない政争となった。

●第一読会 2005年4月12日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200504121000#PKP-2000011902>）

§ 原案提出→審議開始異議なし



●第二読会 第1回 2005年5月3日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200505031000#PKP-2000011969>）

§ 修正案1～修正案4の審議・採決³⁶⁾

³⁶⁾ 他すべての修正案一覧については Teine Lugemine 03.05.2005, 607 SE II, Muudatusettepanekute Loetelu, Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse Muutmise Seaduse eelnõule を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/download/3059e5a6-1c55-3d3c-861b-2cf36e275ec0/old>)。

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

- ・第1修正案（ネット投票含めた期日前投票の期間記入）：憲法委員会提案→委員会採用
- ・第3修正案（ネット投票システム棄損時に、上書き投票の無効化と全ネット投票者に対して電子選管は当日投票を実施するよう呼びかけることの義務化既定の追加）：憲法委員会提案→委員会採用

注：この日は質疑が紛糾し時間切れとなり、いずれの修正案の採決まで至らなかった。このため、議事延長（再審議）を問う採決が行われ1週間後の開催が決定した。

議事延長を問う投票（**可決**）出席 95 欠席 6

	賛成 52	反対 30	中立 1	無投票 12
共和国	0	19	0	0
改革党	14	2	1	1
中央党	19	0	0	1
社民党	0	3	0	2
人民連合	13	0	0	6
祖国同盟	0	6	0	1
無所属	6	0	0	1

出典：Hääletustulemused 03.05.2005 11:28 (2005年5月3日 11時28分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/fe50f907-cc6d-3d3a-8d18-19fa78ea010c>



●第二読会 第2回 2005年5月11日

（議事録： <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200505111300#PKP-2000012021>）

§ 修正案1～修正案12の審議・採決³⁷⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

³⁷⁾ 他すべての修正案一覧については Teise Lugemise Jätkamine, 11.05.2005, 607 SE II-2, Muudatusettepanekute Loetelu Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse Muutmise Seaduse eelnõule (<https://www.riigikogu.ee/download/1529d8b6-883b-3711-8983-5e52ad924d11/old>)。修正案の採決記録については次の URL を参照せよ (<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/?startDate=11.05.2005>)。

- ・第1修正案（インターネット関連条文全削除提案） Jaak Allik³⁸⁾ 提案→委員会不採用
- ・第2修正案（ネット投票所キャビン設置義務付け規定提案） 人民連合提案→委員会不採用
- ・第3修正案（ネット投票ソフト開発保守に対する制約規定） 人民連合提案→委員会不採用
- ・第4修正案（ネット投票規定削除提案） Toomas Alatalu³⁹⁾ 提案→委員会不採用
- ・第5修正案（IT専門家投票所布置義務付け規定追加提案） Toomas Alatalu 提案→委員会不採用
- ・第7修正案（中央選管によるネット投票結果取扱い修正規定への修正） 人民連合提案→委員会不採用
- ・第9修正案（第二読会第1回目第3修正案の削除提案） 人民連合提案→委員会不採用
- ・第11修正案（ネット投票2005年まで未実施規定を2009年延長提案） Tammsaar⁴⁰⁾ 提案→委員会不採用

注：担当委員会はこれらの提案を反映させることをすべて否決した。質疑は白熱したが、提案側の議論に対して担当委員会（特に改革党の K. Ojuland[同年2月まで外相であった]と共和国の Reisalu）は強気に答弁し、反対派の議論を封じた。

第1修正案委員会不採用に対し提出者たる Allik 議員らは採決要求権を行使しなかった。

第2, 3修正案委員会不採用に対して提出者たる人民連合は採決要求権を行使しなかった。

第4, 5修正案委員会不採用に対して提出者たる Alatalu 議員らは採決要求権を行使しなかった。

第7, 9修正案委員会不採用に対して提出者たる人民連合は採決要求権を行使しなかった。

第11修正案委員会不採用に対して Tammsaar 議員らは議場での採決要求権を行使した。

38) 人民連合議員（当時）

39) 人民連合議員（当時）

40) 人民連合議員

第 11 修正案（否決）出席 93 欠席 8

	賛成 36	反対 48	中立 0	無投票 9
共和国	0	20	0	4
改革党	0	17	0	1
中央党	20	0	0	0
社民党	0	6	0	0
人民連合	12	0	0	0
祖国同盟	0	5	0	2
無所属	4	0	0	2

出典: Häälustulemused 11.05.2005 15:37 (2005年5月11日15時37分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/7d355a0d-c681-3765-b6d6-6be7b5318a61>

修正案の審議もすべて終わったところで、突如人民連合の Jaanus Männik より、第二読会中断提案がなされる。これが可決されると第二読会がさらに別の日に行われ継続審議となるため再度の修正案が可能となる。ある種の議事延長戦術である。だがこれは否決された。

延長決議（否決）出席 93 欠席 8

	賛成 42	反対 44	中立 0	無投票 7
共和国	0	21	0	3
改革党	0	18	0	0
中央党	20	0	0	0
社民党	6	0	0	0
人民連合	12	0	0	0
祖国同盟	0	5	0	0
無所属	4	0	0	2

出典: Häälustulemused 11.05.2005 15:38 (2005年5月11日15時38分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/5be589cf-4361-3c84-94bc-830b4c46ac3c>

↓

● 第三読会 5月12日

（議事録： <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200505121000#PKP-2000012036>）

§ 最終案採決

10:47 定足数確認 出席 84 欠席 17

最終投票結果（**可決**）出席 89 欠席 12

	賛成 56	反対 32	中立 0	無投票 1
共和国	25	0	0	0
改革党	18	0	0	0
中央党	0	20	0	0
社民党	5	0	0	0
人民連合	0	8	0	1
祖国同盟	6	0	0	0
無所属	2	4	0	0

出典: Häaletustulemused 12.05.2005 10:48 (2005年5月12日10時48分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/146ae0e7-ce1a-30d4-899f-a6b69c11334a>

↓

5月13日 議長署名・大統領送付

5月25日 大統領拒否権行使

↓

●大統領拒否権行使に伴う地方選挙法改正法案に関する再審議 **2005年6月1日**
 （議事録: <http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200506011300#PKP-2000012091>）

§ 大統領拒否権に対して法案無修正での再可決を問う採決

15時14分 定足数確認 86 対 15

無修正再可決を問う審議（**否決**）出席 86 欠席 15

	賛成 45	反対 41	中立 0	無投票 0
共和国	23	0	0	0
改革党	17	0	0	0
中央党	0	20	0	0
社民党	0	4	0	0
人民連合	0	13	0	0
祖国同盟	4	0	0	0
無所属	1	4	0	0

出典: Häaletustulemused 01.06.2005 15:15 (2005年6月1日15時15分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/6104b73f-d049-38ad-86a9-6781cac8c289>

賛成多数ではあったが、大統領拒否権に対する無修正オーバーライドに必要な（憲法）過半数賛成数を満たさず。再可決には修正審議を経た再可決が必要。本会合を事実上の第一読会とし、再び審議プロセスへ。



●大統領拒否権行使後の第二読会 第1回 2005年6月9日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200506091000#PKP-2000012143>）

§ 修正案1～修正案10の審議・採決（のうち第1修正案の採決まで）⁽⁴¹⁾

[ネット投票にまつわる修正案の採決一覧]

- ・第1修正案（ネット投票所設置義務付け規定追加提案）Janno Reiljan 提案→委員会不採用
- ・（第2修正以降は 第2読会第2回を参照の事）

第1修正案委員会不採用に対して Reiljan 議員らは議場での採決要求権を行使した。

第1修正案（**否決**）出席92 欠席9

	賛成 30	反対 43	中立 0	無投票 19
共和国	0	21	0	2
改革党	0	16	0	3
中央党	16	0	0	3
社民党	0	2	0	3
人民連合	13	0	0	0
祖国同盟	0	3	0	3
無所属	1	1	0	5

出典：Hääletustulemused 09.06.2005 12:52 (2005年6月9日12時52分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/5b94dff-d-c51d-3f66-8fe4-bae6320ff5d5>

(41) 提出された修正一覧については、Vabariigi Presidendi poolt välja kuulutamata jäetud seaduse muutmise, Teine lugemine, 09.06.2005, Muudatusettepanekute Loetelu, Vabariigi Presidendi Poolt Välja Kuulutamata Jäetud Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse Muutmise Seaduse Teistkordsel Menetlemisel. (<https://www.riigikogu.ee/download/bdc8a756-405b-3f60-9541-76af1d63db01/old>) を参照の事。

この日は大統領拒否権行使後の無修正再可決が失敗したあとの最初の読会という事もあり、修正案採決前の演説議論が長期化した（議事録を見るとこの日は13時までには議事を終える必要があったようである）。このことにより、第1修正案を採決した段階で中断し、翌開催日の14日に採決を継続することとなった。第二読会の延長を議決しての延長ではないので、この段階での再度の修正案の提出はできない。

↓

●大統領拒否権行使後の第二読会 第2回 2005年6月14日
（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200506141000#PKP-2000012153>）
§ 修正案1～修正案10の審議・採決（のうち第2修正案の採決から）⁽⁴²⁾
[ネット投票にまつわる修正案一覧]
・第2修正案（期日前を12時からではなく9時からに）Evelyn Sepp 提案→委員会不採用
・第3修正案（ネット投票ソフト開発保守に対する制約規定）Janno Reiljan 提案→委員会不採用
・第5修正案（ネット投票者再投票規定修正案 [詳細後述]）Mart Nutt⁽⁴³⁾、Jarno Laur⁽⁴⁴⁾提案→委員会採用
・第6修正案（ネット投票者のネットでの再投票規定削除提案）Evelyn Sepp 提案→委員会不採用
・第7修正案（ネット投票に関する包括的な規定削除提案）人民連合提案→委員会不採用

(42) 提出された修正一覧については、Vabariigi Presidendi poolt välja kuulutamata jäetud seaduse muutmise, Teine lugemine, 09.06.2005, Muudatusettepanekute Loetelu, Vabariigi Presidendi Poolt Välja Kuulutamata Jäetud Kohaliku Omavalitsuse Volikogu Valimise Seaduse Muutmise Seaduse Teistkordsel Menetlemisel. (<https://www.riigikogu.ee/download/bdc8a756-405b-3f60-9541-76af1d63db01/old>) を参照の事。

(43) 祖国連合、憲法委員、第7国会憲法委員会委員長

(44) 社会民主党、憲法委員

・第8修正案（中央選管のネット投票結果発表規定修正案）Janno Reiljan 提案→委員会不採用

・第10修正案（ネット投票解禁を延長する提案）Evelyn Sepp 提案→委員会不採用

第2修正案委員会不採用に対して Sepp 議員らは議場採決要求権を行使した。

第2修正案（**否決**）出席 91 欠席 10

	賛成 31	反対 54	中立 0	無投票 6
共和国	0	24	0	3
改革党	0	19	0	0
中央党	19	0	0	0
社民党	0	2	0	2
人民連合	11	0	0	0
祖国同盟	0	5	0	0
無所属	1	4	0	1

出典:Hääletustulemused 14.06.2005 10:05 (2005年6月14日10時05分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/930a0dd8-33ac-310c-9632-b56b1ee38752>

第3修正案委員会不採用に対して Reiljan 議員らは議場採決要求権を行使した。

第3修正案（**否決**）出席 91 欠席 10

	賛成 31	反対 52	中立 0	無投票 7
共和国	1	24	0	2
改革党	0	19	0	0
中央党	19	0	0	0
社民党	0	1	0	3
人民連合	11	0	0	0
祖国同盟	0	5	0	0
無所属	1	3	0	2

出典:Hääletustulemused 14.06.2005 10:07 (2005年6月14日10時07分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/e2faef8a-39f0-308b-97ed-5fed2c80b23a>

第5修正案は委員会によって採択されていたが、Allik 議員（人民連合）が議場採決要求権を行使した。

第5修正案（可決）出席 92 欠席 9

	賛成 57	反対 31	中立 0	無投票 4
共和国	25	0	0	2
改革党	19	0	0	0
中央党	0	19	0	0
社民党	3	0	0	1
人民連合	0	11	0	0
祖国同盟	5	0	0	0
無所属	5	1	0	1

出典: Hääletustulemused 14.06.2005 10:09 (2005年6月14日10時09分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/b9d6e44a-caaf-36fd-bf13-4253a85b2a15>

第6修正案委員会不採用に対して Sepp 議員らは議場採決要求権を行使した。

第6修正案（否決）出席 93 欠席 8

	賛成 31	反対 58	中立 0	無投票 4
共和国	0	25	0	2
改革党	0	19	0	0
中央党	19	0	0	0
社民党	0	3	0	1
人民連合	11	0	0	0
祖国同盟	0	6	0	0
無所属	1	5	0	1

出典: Hääletustulemused 14.06.2005 10:09 (2005年6月14日10時09分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/895efb8f-e624-38da-afd9-11872ee2de49>

第7修正案委員会不採用に対して人民連合は議場採決要求権を行使した。

第7修正案（否決）出席 93 欠席 8

	賛成 30	反対 55	中立 0	無投票 8
共和国	0	25	0	2
改革党	0	19	0	0
中央党	18	0	0	1
社民党	0	1	0	3
人民連合	11	0	0	0
祖国同盟	0	6	0	0
無所属	1	4	0	2

出典: Häaletustulemused 14.06.2005 10:10 (2005年6月14日10時10分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/8d9f624e-d244-3a98-8513-69575ec47891>

第8修正案委員会不採用に対して Reiljan 議員らは議場採決要求権を行使した。

第8修正案（**否決**）出席 93 欠席 8

	賛成 31	反対 54	中立 0	無投票 8
共和国	0	25	0	2
改革党	0	19	0	0
中央党	19	0	0	0
社民党	0	1	0	3
人民連合	11	0	0	0
祖国同盟	0	5	0	1
無所属	1	4	0	2

出典: Häaletustulemused 14.06.2005 10:11 (2005年6月14日10時11分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/b42fda0c-1223-399a-a701-cd28f2df4f82>

第10修正案委員会不採用に対して Sepp 議員らは議場採決要求権を行使した。

第10修正案（**否決**）出席 93 欠席 8

	賛成 30	反対 57	中立 0	無投票 6
共和国	0	25	0	2
改革党	0	19	0	0
中央党	19	0	0	0
社民党	0	3	0	1
人民連合	11	0	0	0
祖国同盟	0	6	0	0
無所属	0	4	0	3

出典:Hääletustulemused 14.06.2005 10:12 (2005年6月14日10時12分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/70efd9eb-478c-3fb6-a242-6ea1dd3bf60a>

以上の様に、ここでは一つの修正を採用した案が可決した⁽⁴⁵⁾。第5修正案である。本修正は、条文解釈次第で投票日当日もネット投票を許容していると受け取られかねない表現を修正した。原案では新しい第50条第6項において「電子投票者は次の手段により投票を変更する権利がある」とし「(1)本法に定められた電子投票期間内の電子的な再投票によって。(2)本法に定められた他の〔著者注：期日前〕投票方法の紙の投票によって。また、選挙日には16時まで投票できる。」⁽⁴⁶⁾とあった。この第2号の2文目は、すでに説明したとおり当日投票による電子投票の置き換えを意図しての事であり、その文脈を理解していればこの場所に本規定がある事は不自然ではない。しかし、これが誤解を招きかねない点が考慮された。すでに本改正で追加する別の第53条において、当日の紙投票によってその前の電子投票は無効化するという規定がある事から、この第50条第6項第2号の2文目はリダンダントでもあった。強引な

(45) 厳密にはこれ以外に、憲法委員会が自ら提出した第9修正案があるが、これはエストニア語表記上の変更を行うのみの修正案で議場採決を経ずに組み込まれた。

(46) (6) Valijal on õigus oma elektrooniliselt antud häält muuta:

1) hääletades uuesti elektrooniliselt käesoleva seaduse § 44 lõike 2 punktis 3 ettenähtud ajal;

2) hääletades hääletamisedeliga käesoleva seaduse § 45-49 või § 51-52 ettenähtud juhtudel. Valimispäeval võib elektrooniliselt hääletanud valija oma häält muuta kuni kella 16.00-ni." (下線は筆者)

解釈を行えば、本2文目は当該53条とは別の主旨の規定であると想定することができ、また、本2文目が、1文目とは一旦断絶されて手法が言明されていない（“紙で”とは一言も触れていない）事から、本2文目は「当日もインターネット投票・電子投票ができると規定した文だ」と取る事が可能であると危惧されたのだ。本修正は、この2文目を削除する提案であった。前述のように、選挙日の紙の投票による電子投票への置き換えについては別の条文（53条）で規定されてるので、この2文目を削除することによる、運用レベルでの変更は特になかった。なお、この本修正案は2名の議員名によって提出されているが、二人とも憲法委員であり、実質的には憲法委員案である⁴⁷⁾。

↓

●大統領拒否権行使後の第三読会 2005年6月15日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200506151300#PKP-2000012171>）

§最終案採決

16:59 定足数確認 94対7

修正可決を問う最終投票（可決）出席97欠席7

	賛成 58	反対 36	中立 0	無投票 0
共和国	26	1	0	0
改革党	19	0	0	0
中央党	0	20	0	0
社民党	5	0	0	0
人民連合	0	13	0	0
祖国同盟	6	0	0	0
無所属	2	2	0	0

出典: Häaletustulemused 15.06.2005 17:00 (2005年6月15日17時00分投票結果)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/b90bea91-62cd-36f5-8c31-08a977625b1c>

↓

⁴⁷⁾ なお2018年現在法では、この規定そのものは既に削除されている（2012年の改正）。代わりに、同様の規定を元より設けている国会選挙法7-1章を参照させる条文が加えられている。

6月20日 議会（定例会）閉会

6月22日 大統領拒否権行使

↓

●特別招集国会（12:00 開会） 2005年6月28日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200506281200#PKP-2000012206>）

§ 無修正再可決を問う採決

12:44 定足数確認 60-41

投票（**可決**）出席 59 欠席 42

	賛成 52	反対 57	中立 0	無投票 7
共和国	23	0	0	0
改革党	18	0	0	0
中央党	0	0	0	2
社民党	5	0	0	0
人民連合	0	0	0	5
祖国同盟	3	0	0	0
無所属	3	0	0	0

出典：Hääletustulemused 28.06.2005 12:45（投票結果2005年6月28日12時45分）
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/9cdcaf41-1613-3a7a-af90-ecdc96bada2a>

↓

7月12日 大統領公布拒否、最高裁判所への審理要求権行使

9月1日 最高裁判所 合憲判決⁽⁴⁸⁾

↓

9月5日 公布

9月6日 書記官送付

9月18日 官報掲載・施行

(48) 判決番号 3-4-1-13-05（官報 RT III 2005, 26, 262）

7. 国会選挙法、国民投票法、および欧州議会選挙法を改正する法律案（第 10 国会法案番号 836SE）議事記録および重要投票結果

●第一読会 2006年3月9日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200603091000#PKP-2000012805>）

§ 原案提出→審議開始異議なし

↓

●第二読会 1回目 2006年5月9日⁽⁴⁹⁾

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200605091000#PKP-2000012995>）

§ 修正案 1～修正案 22 の審議・採決⁽⁵⁰⁾

[ネット投票にまつわる修正案一覧]

・特になし

↓

●第二読会 2回目 2006年5月30日

（議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200605301000#PKP-2000013061>）

§ 修正案 1～修正案 5 の審議・採決⁽⁵¹⁾

[ネット投票にまつわる修正案一覧]

特になし

(49) 当初予定では5月4日開催だったはずだが中止になって9日に開催されたようである。なお議会公式情報（脚注 16 参照）だと4日に第二読会1回目を実施され9日に中止となったと記されているが、これはおそらく逆の誤植だと思われる。

(50) 他すべての修正案一覧については Teine Lugemine 04.05.2006, 836 SE II, Muudatusettepanekute Loetelu, Riigikogu Valimise Seaduse, Rahvahääletuse Seaduse ja Eruroopa Parlamendi Valimise Seaduse Muutmise Seaduse eelnõule (<https://www.riigikogu.ee/download/dac4c7b5-c32d-32ed-a97c-ea892dfbed05/old>)

(51) 他すべての修正案一覧については Teine Lugemine Jätkamine, 30.05.2006, 836 SE II-2, Muudatusettepanekute Loetelu, Riigikogu Valimise Seaduse, Rahvahääletuse Seaduse ja Eruroopa Parlamendi Valimise Seaduse Muutmise Seaduse eelnõule (<https://www.riigikogu.ee/download/82231aab-1bdd-38fa-a5c6-2d749cec4cfb/old>)

↓

●第三読会 2006年6月7日
(議事録：<http://stenogrammid.riigikogu.ee/et/200606071300#PKP-2000013114>)
§最終案採決
16:12 定足数確認 80 対 12
最終投票結果 (可決) 出席 84 欠席 17

	賛成 54	反対 12	中立 0	無投票 18
共和国	22	0	0	0
改革党	19	0	0	0
中央党	0	0	0	17
社民党	5	0	0	0
人民連合	0	11	0	0
祖国同盟	4	0	0	0
無所属	4	1	0	1

出典: Häaletustulemused 07.06.2006 16:14 (投票結果 2006年6月7日 16時14分)
<https://www.riigikogu.ee/tegevus/tooulevaade/haaletused/haaletustulemused-kohalolekukontroll/f51a74c4-305c-38a5-8eea-53d495f59ef9>

↓

6月13日 議長書名、大統領送付
6月25日 大統領公布、書記官送付
7月4日 官報掲載
7月14日 施行

8. エストニア共和国第9国会および第10国会に係る国政選挙結果と内閣一覧⁵²⁾

8.1 第9国会選挙と内閣一覧

1999年3月7日選挙結果（議席獲得政党の議席と得票率のみ）

52) 出展はいずれも小森宏美「エストニア」北海道大学スラブ研究センター『中東欧・旧ソ連諸国の選挙データ』http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/election_europe/index.html

党名	議席数	得票率
中央党	28	27.7%
祖国連合	18	17.8%
改革党	18	27.8%
穏健	17	16.8%
連合党	7	6.9%
人民連合	7	6.9%
統合人民党	6	5.9%
合計	101	

第9国会歴代内閣

ラール（Mart LAAR）内閣	1999.3 - 2002.1	祖国連合、改革党、穏健
カッラス（Siim KALLAS）内閣	2002.1 - 2003.4	改革党、中央党

8.2 第10国会選挙と内閣一覧

2003年3月2日選挙結果（議席獲得政党の議席と得票率のみ）

党名	議席数	得票率
中央党	28	27.7%
共和国	28	27.7%
改革党	19	18.8%
人民連合	13	12.9%
祖国連合	7	6.9%
社民党	6	5.9%
合計	101	

第10国会歴代内閣

パルツ（Juhan PARTS）内閣	2003.4 - 2005.4	共和国、改革党、人民連合
アンシップ（Andrus ANSIP）内閣①	2005.4 - 2007.4*	改革党、中央党、人民連合

*第二次、第三次アンシップ内閣としてその後2014.3まで政権維持

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLVI No. 1 / 2

December 2018

**Votes and Proceedings in Estonian Parliament (Riigikogu)
for the Introduction of Internet Voting**

NAKAI Ryo